

企業立地に係る関係法令

令和7年6月

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課

※立地にあたっては、計画段階より充分に関係部署と協議を行ってください。
操業にあたっての関係法令については、別途協議を行ってください。

企業立地に係る関係法令体系

区分	関係法令名	頁数
工場用地の取得	土地取引	1
	国土利用計画法	
	森林法	
	三重県水源地域の保全に関する条例	
	土地造成	1
	自然公園法	
	三重県立自然公園条例	
	三重県自然環境保全条例	
	土壌汚染対策法	3
	三重県生活環境の保全に関する条例	
	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	
	三重県環境影響評価条例	7
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	9
	森林法	
	農業振興地域の整備に関する法律	
	農地法	11
	公共用財産に関する市・町の条例	
	道路法	13
	河川法	
	特定都市河川浸水被害対策法	
	海岸法、同法施行令	15
	三重県一般海域等管理規則	
	港湾法、同法施行令	
	港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則	17
	三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例	
	漁港及び漁場の整備等に関する法律	
	三重県漁港管理条例	19
	砂防法	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり等防止法	21
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	三重県土採取規制条例	
	都市計画法	21
	宅地造成及び特定盛土等規制法	
	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	
	景観法、三重県景観づくり条例	
	文化財保護法	
	三重県(関係市町)文化財保護条例	

区分		関係法令名	頁数	
工場の建設	確認申請等	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	23	
		都市計画法		
		景観法、三重県景観づくり条例		
		建築基準法	25	
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律		
	工場立地届	工場立地法	25	
	環境保全	三重県環境影響評価条例	27	
		三重県公害事前審査会条例		
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例	29	
		大気汚染防止法		
		ダイオキシン類対策特別措置法	31	
		三重県生活環境の保全に関する条例(ばい煙、粉じん、炭化水素系物質関係)		
		悪臭防止法		
		騒音規制法		
		騒音規制法		
		三重県生活環境の保全に関する条例(騒音関係)		
		三重県生活環境の保全に関する条例(振動関係)		
		水質汚濁防止法		33
		三重県生活環境の保全に関する条例(水質関係)		
		三重県生活環境の保全に関する条例(地下水採取の規制)		
		水道法		
		三重県小規模水道条例		
		河川法施行令		
		保安	高圧ガス保安法	35
			消防法	
労働安全	労働安全衛生法	35		
その他	操業にあたっての関係法令	毒物及び劇物取締法	—	
		食品衛生法	—	

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地取引	国土利用計画法 [昭49. 6. 25] [法律第92号]	一定規模(市街化区域2, 000㎡、市街化区域以外の都市計画区域にあっては、5, 000㎡、都市計画区域以外の区域にあっては10, 000㎡)以上の面積の一団の土地の取得等(予約を含む。)については、その土地の所在する市町長を経由して知事に届け出をすること。	・県水資源・地域プロジェクト課 ・各市町
	森林法 [昭26. 6. 26] [法律第249号]	地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、その土地の所在する市町長へ届出書を提出しなければならない。 ただし、国土利用計画法第23条第1項の規定による届け出をした場合は、届出書の提出を要しない。	・各市町
	三重県水源地域の保全に関する条例 [平27. 7. 10] [条例第45号]	水源地域に指定されている土地について、土地の所有権等の移転等が伴う契約をしようとするときは、当該契約を締結しようとする30日前までに、知事に届出をすること。	・県各農林(水産)事務所

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	自然公園法 [昭32. 6. 1] [法律第161号] 三重県立自然公園条例 [昭33. 3. 31] [条例第2号]	自然公園特別地域等内で、工作物新改増築、土地形状変更、木竹の伐採、広告物設置等の現状変更を伴う行為を行う場合、あらかじめ環境大臣又は知事の許可が必要であり、審査指針により許可の判断が行われる。 普通地域については、環境大臣又は知事に届出が必要である。	・環境省各管理(官)事務所 ・県各農林(水産)事務所
	三重県自然環境保全条例 [平15. 3. 17] [県条例第2号]	自然環境保全地域の特別地区内で、工作物新改増築、土地形状変更、木竹の伐採等を伴う行為を行う場合、あらかじめ知事の許可が必要であり、規則で定める基準により許可の判断が行われる。 普通地区においては、知事に届出が必要である。	・県みどり共生推進課 ・県各農林(水産)事務所
		1haを超える規模の自然地(樹林地、農地、湿地、湖沼等をいう。)が含まれた開発行為(宅地・運動施設・娯楽施設・墓地等の用地造成、鉱物の採掘又は土砂の採取、土地の開墾、水面の埋立て又は干拓、発電施設の設置等)を行う場合、あらかじめ知事に届出が必要である。	・県みどり共生推進課 ・県各農林(水産)事務所

提出時期	備考	事務の流れ
契約後2週間以内 (契約日を含む)	土地に関する権利の移転等の届出制(法第23条第1項) 契約の権利取得者 (1)利用目的が不適当な場合は市町受理から3週間以内に勧告(延長理由を通知した場合は6週間以内) (2)勧告に従わないと公表	
土地の所有者となった日から90日以内	森林の土地の所有者となった旨の届出等 (法第10条の7の2)	(各市町) 届出者 届出 ↓ 各市町担当課
契約締結の30日前	土地の所有権等の移転等の届出 (条例第12条)	三重県水源地域の保全に関する条例 土地所有者 → 届出 → 各農林(水産)事務所

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前 (普通地域は工事着手の30日前)	自然公園区域内における行為の制限 特別地域 国立・国定公園 (法第20条第3項、21条第3項、22条第3項) 県立自然公園 (条例第16第4項) 普通地域 国立・国定公園 (法第33条) 県立自然公園 (条例第26条)	自然公園法、三重県立自然公園条例 (国立) 事業者 → 申請・届出 → 環境省各管理(官)事務所 許可(申請の場合) (国定・県立) 事業者 → 申請・届出 → 各農林(水産)事務所 許可(申請の場合)
工事着手前 (普通地区は工事着手の30日前)	自然環境保全地域内における行為の制限 特別地区 (条例第11条第4項) 普通地区 (条例第13条第1項)	(特別地区) 事業者 → 申請 → みどり共生推進課 通知書 (普通地区) 事業者 → 届出 → 各農林(水産)事務所 通知書
工事着手の30日前	開発行為の届出 (条例第34条第1項)	(環境影響評価対象事業) 事業者 → 事前相談 → みどり共生推進課 届出 通知 (環境影響評価対象事業以外) 事業者 → 事前相談 → 各農林(水産)事務所 届出 通知

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号)	「第3条関係」 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等は、900㎡以上の土地の形質変更をし、又はさせるときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。 上記の届出をした場合、知事は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう命じることになります。 「第4条関係」 3,000㎡(現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等にあつては900㎡)以上の土地の形質を変更しようとする者は、変更に着手する日の30日前までに、知事に届け出なければならない。 また、届け出された土地に土壤汚染のおそれがある場合、知事は土壤汚染状況調査を実施し、その結果を報告するよう命じることができます。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・四日市市
	三重県生活環境の保全に関する条例 (土壤・地下水汚染関係) (平成13年県条例第7号)	土地の所有者等は3,000㎡(現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場等の敷地にあつては900㎡)以上の土地の形質変更を行おうとするときは、当該土地における特定有害物質の製造、使用、その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況、土地の利用の状況等について調査し、その結果を記録しなければならない。 上記調査の結果、特定有害物質の製造、使用、その他の取扱いを行っていた工場等が設置されていた場合は、当該土地の土壤及び地下水の汚染状況を調査し、その結果を記録しなければならない。 有害物質使用特定施設を設置する工場等の土地の所有者等は、300㎡以上の形質変更を行おうとするときは、当該土地の土壤の汚染状況を調査し、その結果を記録しなければならない。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・四日市市
		土地所有者等は、土壤溶出量基準、土壤含有量基準又は地下水基準を超える特定有害物質による汚染を発見した場合は、速やかに当該汚染の状況及び汚染の拡散を防止するための応急措置について、知事に届け出なければならない。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・四日市市

提出時期	備考	事務の流れ
あらかじめ	一定の規模以上の土地の形質の変更の届出 (法第3条第7項)	「第3条関係」 <pre> graph LR A[事業者] -- 届出 --> B[県各地域防災総合事務所・地域活性化局] B -- 調査の命令 --> A A -- 調査結果の報告 --> B </pre>
工事着手の30日前	一定の規模以上の土地の形質の変更の届出 (法第4条第1項)	「第4条関係」 <pre> graph LR A[事業者] -- 届出 --> B[県各地域防災総合事務所・地域活性化局] B -- "調査の命令 (汚染のおそれがある場合)" --> A A -- 調査結果の報告 --> B </pre> ※四日市市内においては市で事務処理
速やかに	土地の形質変更時の調査等 (条例第72条の2第1項) 土地の形質変更時の調査等 (条例第72条の2第2項) 有害物質使用特定施設における調査等 (条例第72条の3第2項)	<pre> graph TD A[事業者] -- "届出 (汚染を発見した場合)" --> B[県各地域防災総合事務所・地域活性化局] B -- 通知 --> C[関係市町] </pre> ※四日市市内においては市で事務処理
速やかに	速やかに 土壌又は地下水の特定物質による汚染発見時の届出等 (条例第72条の4第1項、第2項)	

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 〔 令和元年 県条例第26号 〕	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、条例第9条の2規定によりあらかじめ知事に届け出なければならない。 また、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出の内容を周知させるための説明会を届出を行う日の30日前までに開催する必要がある。	・県大気・水環境課 ・県各地域防災総合事務所・地域活性化局

提出時期	備考	事務の流れ			
工事着手前	土砂等の埋立て等の届出 (条例第12条の2)	三重県	事業者	周辺住民	市町
		○埋立て等行為前			
		事前説明	事前相談		
		受付	説明内容等計画書		
		周知範囲に係る 意見照会	照会 回答		意見
		通知	説明会の開催 § 11	意見 対応	説明会等への参加
		受付 § 13	許可申請 § 12		
		意見照会等	照会 回答		意見等
		審査 § 14			
		基準適合 ↓ 許可			
		基準不適合 ↓ 不許可			
		申請書等の縦覧 § 23			
		○埋立て等行為開始時 § 17			
		受付	着手届		
		縦覧 § 23	①土砂等の発生場所、汚染 のおそれのないことの確認 ②管理台帳の作成 § 18、19		
		受付	①土砂等搬入届 ②土砂等搬入量の報告 § 18、20		
		縦覧 § 23			
		受付	水質調査 § 21		
		縦覧 § 23	検査結果の報告		
		完了(廃止)届 § 24			
		確認結果通知 § 24	必要な場合、災害防止・ 生活環境保全の措置 § 24		

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	三重県環境影響評価条例 〔平成10年 県条例第49号〕	事業者が対象事業(環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業)を実施するにあたって、あらかじめ、事業者の責任と負担で、環境へどのような影響を及ぼすかを調べて公表し、住民等、知事、市町長がそれに対して意見を述べることによって、事業者自らが環境に配慮して事業を実施するといった一連の手続きを定めている。 【対象事業(造成事業)】 →環境影響評価を実施 (1)施行区域(※)の面積が20ha以上のもの (2)自然公園特別地域内又は県自然環境保全地域特別地区内は10ha以上のもの 【準対象事業(造成事業)】 →簡易的環境影響評価を実施 (1)施行区域(※)の面積が10ha以上のもの (2)自然公園特別地域内又は県自然環境保全地域特別地区内は5ha以上のもの ※「施行区域」とは、事業を実施するため必要となる全区域を意味し、事業を実施するため取得をするが土地の形状変更は行わない残置森林等も含まれます。なお、面積は工業専用地域を除きます。 ※自然公園特別保護地区又は海域公園地区で実施される事業については、規模に関係なく対象となります。	・県地球温暖化対策課

提出時期	備考	事務の流れ
一連の手続きを完了するのに約2～3年を要す	※対象事業の場合 環境影響評価の実施 (条例第12条)	三重県環境影響評価条例 【事業者】 【地方公共団体】(県) (市町) 【住民】 方法書の作成 → 送付 → 閲覧 → 方法書の公告・縦覧 → 説明会開催 → 意見書の写し・見解書の送付 → 意見書の提出 → 市町長意見の提出 → 知事意見の提出 → 閲覧 → 項目・手法の選定 → 環境影響評価の実施 → 準備書の作成 → 送付 → 閲覧 → 公告・縦覧 → 説明会開催 → 意見書の写し・見解書の送付 → 意見書の提出 → 市町長意見の提出 → 知事意見の提出 → 聴取会 → 意見陳述 → 評価書の作成 → 評価書の送付 → 閲覧 → 公告・縦覧 → 【事業の実施】 事後調査の実施 → 事後調査報告書の作成 → 送付 → 閲覧 →
一連の手続きを完了するのに約半年～1年を要す	※準対象事業の場合 簡易的環境影響評価の実施 (条例第38条)	【事業者】 【地方公共団体】(県) (市町) 【住民】 簡易的環境影響評価の実施 → 簡易評価書の作成 → 送付 → 閲覧 → 公告・縦覧 → 説明会開催 → 意見書の写し・見解書の送付 → 意見書の提出 → 市町長意見の提出 → 知事意見の提出 → 措置報告書の作成 → 措置報告書の送付 → 閲覧 → 公表 → 【事業の実施】

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 〔 平14. 7. 12 〕 〔 法律第88号 〕	鳥獣保護区特別保護地区内において、水面の埋立、干拓、立木竹の伐採または工作物等を設置しようとする時、鳥獣の保護に支障をおよぼす恐れがある行為であるか、許可基準に適合しているかどうか審査する。	・県各農林(水産)事務所
	森林法 〔 昭26. 6. 26 〕 〔 法律第249号 〕	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において1ha(太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha)を超える開発行為をしようとする者は知事の許可を受けなければならない。 ただし、開発行為を行う者が、森林法第10条の2第1項ただし書(国又は地方公共団体等)に該当する場合又は森林法施行規則第5条に該当する事業として実施するものは知事へ届出を行う。	・県治山林道課 (2haを超える開発行為) ・県各農林(水産)事務所 (2ha以下の開発行為)
		地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区を除く)の立木を伐採するには、その土地の所在する市町長に届出書を提出しなければならない。 ただし、森林法における開発行為の許可を受けた者が許可に係る開発行為をする場合等、森林法第10条の8第1項に該当する場合は届出書の提出を要しない。	・各市町
		保安林を転用する場合は、原則として農林水産大臣(1～3号保安林)または知事(4号以下保安林)の指定の解除を受けなければならない。 解除予定告示の日から30日以内に異議意見書の提出がなかった場合、保安林内作業許可を受け着工する。	・県治山林道課
		保安林の指定目的の達成に支障のない範囲での小規模又は一時的な行為等は、(保安林の解除によらず)森林法第34条第2項の規定による知事の許可を受けなければならない。	・県各農林(水産)事務所
	農業振興地域の整備に関する法律 〔 昭44. 7. 1 〕 〔 法律第58号 〕	農用地等以外の用途に供することを目的として、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更。	・県農地調整課 ・県各農林水産(農政・農林)事務所 ・各市町

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前	鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可 (法第29条第7項)	
工事着手前	開発行為の許可 (法第10条の2)	
伐採を開始する日の30日～90日前までの間	伐採及び伐採後の造林の届出 (法第10条の8)	
工事着手前	保安林の解除、作業許可 (法第26条・34条)	
工事着手前	保安林の作業許可 (法第34条第2項)	
各市町の定める時期	農業振興地域整備計画の変更 (法第13条)	

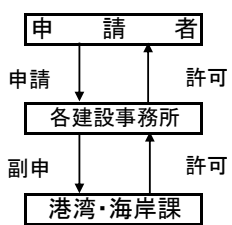
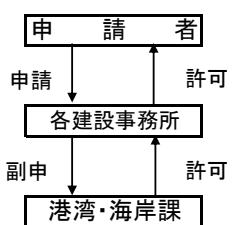
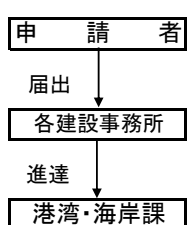
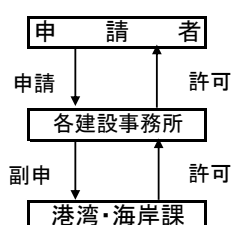
項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	農地法 〔 昭27. 7. 15 〕 〔 法律第229号 〕	農地を農地以外の用途に転用する場合は許可を受けなければならない。 許可権者 ○面積 20,000㎡以下 知事、指定市町村長、 (権限移譲を受けた)農業委員会会長、 ○面積 20,000㎡超～40,000㎡以下 知事、指定市町村長 ○面積 40,000㎡超 知事、指定市町村長 (大臣と事前協議要) ※大臣が指定する市町村(指定市町村) すべての面積について、市町村長または 農業委員会会長が許可権者となる。 (指定市町村) 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、 名張市、亀山市、鳥羽市、伊賀市、東員町、朝日町、 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、 南伊勢町 (権限移譲を受けた市の農業委員会) 志摩市	・県農地調整課 ・各市町農業委員会
	公共用財産に関する 市・町の条例	開発区域内にいわゆる里道等の公共用財産の介在 する場合には当該財産について用途廃止を受ける等 の財産整理を開発許可前に完了しなくてはならない。	・各市町

提出時期	備考	事務の流れ
農地転用前	農地転用の制限 (法第4条・5条) (農地転用及び転用のための権利移動許可申請)	農地転用許可手続き ア 農業委員会長許可 (農地面積2ha以下で権限移譲を受けた場合) ①申請書の提出 ⑤工事進捗状況報告 申請者 市街化区域外の農地2ha以下 農業委員会 農業会議 常設審議委員会 ②意見聴取 ③回答 ④許可 ②③は30a超等の審議の必要な案件のみ イ 知事許可 指定市町村許可 東海農政局 ⑦協議の回答 ⑥概要書送付 農地調整課 市町(農地部局) ④申請書送付 ⑤意見書送付 (⑧)許可書送付 農業委員会 農業会議 常設審議委員会 ②意見聴取 ③回答 ②③は30a超等の審議の必要な案件のみ ①申請書の提出 ⑪工事進捗 (⑧)許可書送付 申請者 市街化区域外 ⑧許可・不許可の通知 ※4ha超の場合⑥⑦の東海農政局との協議事務が必要 4ha以下は⑤の後、⑧の事務から実施
工事着手前	公共用財産の用途廃止、付替	申請者 申請 市・町

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	道路法 [昭27. 6. 10 法律第180号]	道路区域内において、土地の形状を変更しようとするとき、又は道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとするときは、道路管理者の承認又は許可を受けること。	・国土交通省各工事事務所 ・県各建設事務所 ・各市町
	河川法 [昭39. 7. 10 法律第167号]	河川区域内の土地を占用しようとするときは、河川管理者の許可を受けること。	・国土交通省各工事事務所 ・県各建設事務所 ・各市町
		河川区域内において、土地の掘削、盛土又は切土その他の形状を変更する行為及び工作物の新築・改築又は除却しようとする場合には、河川管理者の許可を受けること。	・国土交通省各工事事務所 ・県各建設事務所 ・各市町
		河川保全区域(河川区域界から、堤内側へ最大50mの範囲内で、河川管理者が定める幅の土地)内において、土地の掘削、盛土又は切土その他の形状を変更する行為及び工作物の新築又は改築を行おうとする場合には河川管理者の許可を受けること。	・国土交通省各工事事務所 ・県各建設事務所 ・各市町
	特定都市河川浸水被害対策法 [平15. 6. 11 法律第77号]	特定都市河川流域内において、雨水浸透阻害行為を行う土地の面積が1000m ² 以上の場合、あらかじめ県知事の許可を受けること。	・県各建設事務所 ・河川課
	海岸法 [昭31. 5. 12 法律第101号] 海岸法施行令 [昭31. 11. 7 政令第332号] 海岸法施行細則 [昭43. 12. 13 三重県規則第57号]	海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内で海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用する場合は海岸管理者の許可を受けること。 海岸保全区域内で下記の行為をする場合は海岸管理者の許可を受けること。 (1)土石(砂を含む)の採取 (2)公共海岸の土地以外の土地における海岸保全施設以外の施設又は工作物の新設又は改築(載荷重が1平方メートルにつき、10トン以内の新設又は改築を除く。) (3)土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。 (地表から深さ1.5メートル以内の土地の掘削又は切土を除く。(海岸保全施設から5メートル以内の土地の掘削又は切土を除く。)) (載荷重が1平方メートルにつき、10トン以内の盛土を除く。) 一般公共海岸区域(水面を除く。)内で施設又は工作物を設けて占用する場合は海岸管理者の許可を受けること。 一般公共海岸区域内で下記の行為をする場合は海岸管理者の許可を受けること。 (1)土石(砂を含む)の採取 (2)土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。 (地表から深さ1.5メートル以内の土地の掘削又は切土を除く。) (載荷重が1平方メートルにつき、10トン以内の盛土を除く。)	・県港湾・海岸課 ・県各建設事務所 ・県水産基盤整備課 ・県各農林水産事務所(農地海岸または漁港区域に接する海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)に係るもの)

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前	道路管理者以外の者の行う 工事の承認(法第24条) 道路の占用の許可(法第32条)	
工事着手前	河川区域内の土地の占用 (法第24条)	
工事着手前	河川区域内の土地の掘削、 工作物の新築等の許可 (法第26条・第27条)	
工事着手前	河川保全区域内の土地の掘削、 工作物の新築等の許可 (法第55条)	
工事着手前	雨水浸透阻害行為許可申請 (法第30条)	[事前相談] ※県許可申請ガイド による手続き [許可申請] ※許可申請要と判断 された場合 [工事着手届] [工事完了届]
工事着手前	海岸保全区域内の土地の占 用の許可(法第7条) 海岸保全区域内の行為の制 限(法第8条)(施行令第2条) 一般公共海岸区域内の占用 許可(法第37条の4) 一般公共海岸区域内の行為 の制限(法第37条の5)	【県土整備部管理区域】 【農林水産部管理区域】 (農地海岸) (漁港区域に接する海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。))

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	三重県一般海域等管理規則 〔 昭43. 11. 1 三重県規則第52号 〕	一般海域等(国有財産法第3条第2項第2号に規定する公共用財産のうち、知事に管理が委任されている海岸、海浜及び海域であって、海岸法、河川法、港湾法、漁港法及び森林法の適用されない区域若しくは海岸保全区域内又は一般公共海岸区域の水面)を使用し、又は収益しようとする者は知事の許可を受けること。	・県港湾・海岸課 ・県各建設事務所
	港湾法 〔 昭25. 5. 31 法律第218号 〕 港湾法施行令 〔 昭26. 1. 19 政令第4号 〕 港湾区域及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則 〔 昭41. 7. 8 三重県規則第33号 〕	港湾区域内において又は港湾隣接地域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする場合は、港湾管理者の許可を受けること。 (1) 港湾区域内の水域又は公共空地の占用 (2) 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 (3) 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良((1)の占用を伴うものを除く) (4) 港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20メートル以内の地域においてする構築物の建設又は改築 (5) 港湾管理者が指定する廃物の投棄 (6) 揚水施設の建設又は改良 (工業用水法及び建築物揚水地下水の採取の規制に関する法律の規制対象となるものは除く。)	・県港湾・海岸課 ・県各建設事務所 ・四日市港管理組合
	港湾法 〔 昭25. 5. 31 法律第218号 〕 港湾法施行令 〔 昭26. 1. 19 政令第4号 〕	臨港地区内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする場合は、当該行為に係る工事の開始の日の60日前までに国土交通省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者の長に届け出ること。 (1) 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 (2) 廃棄物処理施設の建設又は改良 (専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理をするためのものを除く。) (3) 工場又は事業場の新設又は増設 (床面積の合計にあつては2, 500㎡以上、敷地面積にあつては5, 000㎡以上) (4) 危険物取扱施設の建設又は改良 (5) 揚水施設の建設又は改良 (工業用水法及び建築物揚水地下水の採取の規制に関する法律の規制対象となるものは除く。)	・県港湾・海岸課 ・県各建設事務所 ・四日市港管理組合
	港湾法 〔 昭25. 5. 31 法律第218号 〕 三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例 〔 昭40. 8. 10 三重県条例第40号 〕 三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例施行規則 〔 昭41. 1. 28 三重県規則第5号 〕	三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区の区域内において、構築物の建設(改築、用途変更を含む。)をしようとする場合は、港湾管理者の許可を得ること。	・県港湾・海岸課 ・県各建設事務所 ・四日市港管理組合

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前	一般海域等の使用又は収益の許可(規則第3条)	 <pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[各建設事務所] B -- 許可 --> A B -- 副申 --> C[港湾・海岸課] C -- 許可 --> B </pre>
工事前着手	港湾区域内の工事等の許可(法第37条)(施行令第14条)	 ※四日市港については四日市港管理組合で事務処理
工事着手の60日前まで	臨港地区内における行為の届出等(法第38条の2)(施行令第15条の2)(" 3)(" 4)	 <pre> graph TD A[申請者] -- 届出 --> B[各建設事務所] B -- 進達 --> C[港湾・海岸課] </pre> ※四日市港については四日市港管理組合で事務処理
工事着手前	分区内の規制(法第40条)(条例第3条)	 <pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[各建設事務所] B -- 許可 --> A B -- 副申 --> C[港湾・海岸課] C -- 許可 --> B </pre> ※四日市港については四日市港管理組合で事務処理

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	漁港及び漁場の整備等に関する法律 [昭25. 5. 2 法律第137号] 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 [昭25. 7. 29 政令第239号] 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則 [昭48. 6. 29 三重県規則第43号]	漁港区域内の水域又は公共空地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする場合は、漁港管理者の許可を受けること。 (1) 工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。) (2) 土砂の採取 (3) 土地の掘削若しくは盛土 (4) 汚水の放流若しくは汚物の放棄 (5) 水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立による場合を除く。)	・県水産基盤整備課 ・県各農林水産事務所
	三重県漁港管理条例 [昭38. 12. 27 条例第63号]	次の行為をしようとする者は知事の認可を受けること。 (1) 県の管理する漁港施設の占用 (2) 県の管理する漁港施設に定着する工作物の新築、増築、若しくは除去	・県水産基盤整備課 ・県各農林水産事務所
	砂防法 [明30. 3. 30 法律第29号] [改正平25. 11. 22 法律第76号]	砂防指定地内において、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為や建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転その他治水上砂防のため支障のある行為をするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。	・県各建設事務所
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 [昭44. 7. 1 法律第57号] [改正平17. 7. 6 法律第82号]	急傾斜地崩壊危険区域内において、土地の掘削、のり切、切盛土など急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。	・県各建設事務所
	地すべり等防止法 [昭33. 3. 31 法律第30号] [改正平29. 6. 2 法律第45号]	地すべり防止区域内において、地下水・地表水を誘致又は停滞させる行為、地すべり防止施設以外の施設・工作物の新築・改良(載荷重1㎡あたり10t以上)、のり切・切土等の地すべりの防止を阻害したり、地すべりを助長・誘発する行為をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。 なお、当該区域における開発行為については原則として好ましくないので、事前に協議すること。	・県農業基盤整備課 ・県治山林道課 ・県各農林水産(農政・農林)事務所 ・県各建設事務所

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前	漁港区域内の占用等の許可 (法第39条)	<pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[各農林水産事務所] B -- 許可 --> A B -- 副申 --> C[水産基盤整備課] C -- 許可 --> B </pre>
工事着手前	条例第12条	<pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[各農林水産事務所] B -- 許可 --> A B -- 副申 --> C[水産基盤整備課] C -- 許可 --> B </pre>
工事着手前	法第4条 ・三重県砂防指定地等管理条例第4条 ・砂防指定地内行為許可申請	<pre> graph LR A[申請者] -- 許可申請 --> B[市町] B -- 送付(意見書) --> C[各建設事務所] C -- 許可 --> B B -- 着手届 --> A B -- 完了届 --> A B -- 完了検査 --> A </pre>
工事着手前	法第7条 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請	<pre> graph LR A[申請者] -- 許可申請 --> B[市町] B -- 送付(意見書) --> C[各建設事務所] C -- 許可 --> B B -- 着手届 --> A B -- 完了届 --> A B -- 完了検査 --> A </pre>
工事着手前	法第18条 地すべり防止区域内制限行為許可申請	<pre> graph LR subgraph "【農林水産部管理区域】" A1[申請者] -- 許可申請 --> B1[市町] B1 -- 送付(意見書) --> C1[各農林水産(農政・農林)事務所] C1 -- 副申 --> D1[農業基盤整備課 治山林道課] D1 -- 許可 --> B1 B1 -- 許可 --> A1 end subgraph "【県土整備部管理区域】" A2[申請者] -- 許可申請 --> B2[市町] B2 -- 送付(意見書) --> C2[各建設事務所] C2 -- 許可 --> B2 B2 -- 許可 --> A2 end </pre>

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 [平12. 5. 8 法律第57号] [改正平29. 5. 19 法律第31号]	土砂災害特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。)の用途が制限用途(住宅(自己の居住の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設以外の用途でないもの)であるものをしようとする者はあらかじめ、知事の許可を受けなければならない。	・県各建設事務所
	三重県土採取規制条例 [平13. 3. 27 条例第8号] [改正平17. 10. 21 条例第67号]	次の行為をしようとする者は知事の認可を受けなければならない。 ・土の採取(切土、床掘その他土地を掘削することを行う) ・ただし、法令等に基づく許可、認可等に係る土の採取や事業の区域が1,000㎡未満のものについては、適用除外となる。	・県各建設事務所
	都市計画法 [昭43. 6. 15 法律第100号] [改正令3. 5. 10 法律第31号]	次の行為をしようとする者は知事の許可を受けなければならない。 ・市街化区域内で、500㎡又は1000㎡(市町によって異なる)の開発行為をしようとする者 ・市街化調整区域内で開発行為または建築行為をしようとする者 ・非線引き区域内で1,000㎡又は3,000㎡以上(市町によって異なる)の開発行為をしようとする者 ・都市計画区域及び準都市計画区域外で1ha以上の開発行為をしようとする者 なお、市街化調整区域内において許可されるためには、法34条等の立地基準に合致する必要がある。 ・桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市は権限市	・県建築開発課 ・県各建設事務所 ・各市町
	宅地造成及び特定盛土等規制法 [昭36. 11. 7 法律第191号] [改正令4. 5. 27 法律第55号]	次の行為をしようとする者は知事の許可を受けなければならない。 ・宅地造成等工事規制区域(宅造区域)内で、盛土で高さが1mを超える崖を生ずるもの ・宅造区域内で、切土で高さが2mを超える崖を生ずるもの ・宅造区域内で、盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの ・宅造区域内で、盛土で高さが2mを超えるもの ・宅造区域内で、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの ・特定盛土等規制区域(特盛区域)内で、盛土で高さが2mを超える崖を生ずるもの ・特盛区域内で、切土で高さが5mを超える崖を生ずるもの ・特盛区域内で、盛土と切土を同時に行い、高さが5mを超える崖を生ずるもの ・特盛区域内で、盛土で高さが5mを超えるもの ・特盛区域内で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・特盛区域内で、高さが2mを超える土石の堆積で、堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ・上記以外の土石の堆積で、堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの	・県建築開発課 ・県都市政策課 ・県各建設事務所 ・県治山林道課 ・県農地調整課 ・県畜産課 ・県各農林(水産)事務所 ・県大気・水環境課 ※申請・届出窓口は、行為の目的等によっても異なりますのでホームページ巻末の盛土規制法の資料等をご覧のうえ、問い合わせ先一覧から、御相談ください。 (該当HP: https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200147.htm)

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前	法第10条 ・特定開発行為の制限	
着工前	条例第6条 ・土の採取行為の認可申請	
着工前	開発行為の許可(法第29条) 市街化区域→開発行為の許可制 市街化調整区域→開発行為原則として禁止(同法第34条) 市街化調整区域→建築行為原則として禁止(同法第43条)	(法34条14号又は令36条1項3号ホの場合) (桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市) (法34条14号又は令36条1項3号ホの場合)
着手前	・宅造区域内での許可(法第12条第1項) ・特盛区域内での許可(法第30条第1項)	※行為の目的等によって担当部署が異なります。 ※担当部署によって手続きフローが異なる場合があります。
着手30日前	特盛区域内の届出(法第27条第1項)	※行為の目的等によって担当部署が異なります。 ※担当部署によって手続きフローが異なる場合があります。

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
土地造成	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 〔 平11. 3. 19 条例第2号 〕	開発行為等において、歩道、公園緑地を設置しようとする者は、その計画について、あらかじめ知事と協議すること。	・県家庭福祉・施設整備課 ・特定行政庁(津市、松阪市、四日市市、鈴鹿市、桑名市)
	景観法 〔 平16.6.18法律第110号 平30.6.8法律第41号 〕 三重県景観づくり条例 〔 平19.10.20条例第66号 〕	三重県景観計画の区域内で、以下の規模の開発行為または土地の開墾その他の土地の形質の変更、土石の採取及び鉱物の掘採を行う場合 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市については、独自に景観計画を定めているため、それぞれ確認が必要) 対象規模: 行為に係る土地の面積3,000㎡超、又は、行為に伴い生じる擁壁・法面が高さ5m超かつ長さ10m超 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市については、独自に対象規模を定めているため、それぞれ確認が必要)	・県都市政策課 ・各市町
	文化財保護法 〔 昭25. 5. 30 法律第214号 〕 三重県文化財保護条例 〔 昭32. 12. 28 条例第72号 〕 関係市町文化財保護条例	国指定の重要文化財・史跡・名勝・天然記念物等の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。 県指定の有形文化財・史跡・名勝・天然記念物等の現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、県教育委員会の許可を受けなければならない。 市町指定の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、市町の文化財保護に関する事務を所管する長の許可を受けなければならない。	・県教育委員会社会教育・文化財保護課 ・各市町文化財担当部局
	文化財保護法 〔 昭25. 5. 30 法律第214号 〕	工場用地内の埋蔵文化財の包蔵地の有無を、市町文化財担当部局において確認すると共に指導を受けること。 〔 遺跡(埋蔵文化財)を発見した場合は現状変更を行わず、届け出なければならない。 埋蔵文化財の包蔵地を発掘しようとする場合は市町文化財担当部局を経由して三重県教育委員会教育長へ届け出が必要。 〕	・県教育委員会社会教育・文化財保護課 ・各市町文化財担当部局

提出時期	備考	事務の流れ
工事着工前	- 事前協議(条例第21条第1項) - 工事完了届出(条例第22条) - 適合証交付(条例第19条)	(桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市) 事前協議 工事完了届出
工事着手30日前	内容により、期間短縮可能	(津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市)
着手前 (一連の手続きを完了するのに3ヶ月程度を要することがある)	現状変更等の制限 (法第43条第1項) (法第125条第1項) (条例第16条第1項) (条例第39条第1項) (関係市町条例等)	
着手前60日	埋蔵文化財の発掘 (法第93条) 遺跡の発見の届け出 (法第96条の1)	(1) 遺跡がある場合 ・遺跡地図を確認 ・計画事前協議 ・発掘届(60日前) (2) 工事中に遺跡を発見 ・遺跡発見届(すみやかに)

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
確認申請等	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 [平11.3.19 条例第2号] [改正令3.12.27 条例第52号]	特定施設の新築等しようとする者は、その計画について、建築確認手続き前に、あらかじめ知事と協議すること。	・県建築開発課 ・県各建設事務所 ・特定行政庁 (津市、松阪市、四日市市、鈴鹿市、桑名市)
	都市計画法 [昭43.6.15 法律第100号] [改正平30.4.25 法律第22号]	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築しようとする者は、知事等の許可を受けなければならない。	・県各建設事務所 ・各市
	景観法 [平16.6.18法律第110号 平30.6.8法律第41号] 三重県景観づくり条例 [平19.10.20条例第66号]	①三重県景観計画の区域内で、以下の規模の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合 対象規模:高さ13m超、または、建築面積1,000㎡超 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市については、独自に景観計画を定めているため、それぞれ確認が必要) ②三重県景観計画の区域内で、以下の規模の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合 (対象規模) 高さ13m超の煙突、鉄柱・木柱、装飾塔等の工作物、高さ30m超の電線路用の鉄塔等 高さ5m超かつ長さ10m超の擁壁、さく、塀等 高さ13m超または築造面積1,000㎡超のアスファルトプラント、自動車車庫、処理施設等 高さ13m超または太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積1,000㎡超の太陽光発電施設 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市については、独自に対象規模を定めているため、それぞれ確認が必要)	・県都市政策課 ・各市町

提出時期	備考	事務の流れ
特定施設の新築等に係る建築確認手続き前	事前協議 (条例第21条第1項)	建築主等 → 申請 → 市町 → 送付 → 各建設事務所 → 送付 → 建築開発課※ 助言・指導 工事着工 → 工事完了 → 工事完了報告 ※4階又は2,000㎡以上の大規模建築物等の場合 (津市、松阪市、四日市市、鈴鹿市、桑名市) 建築主等 → 申請 → 市町 助言・指導 工事着工 → 工事完了 → 工事完了報告
建築確認申請前	法第53条	(各町) 申請者 → 申請 → 町 → 進達 → 各建設事務所 許可 (各市) 申請者 → 申請 → 各市担当課 許可
工事着手30日前	・内容により、期間短縮可能	(各町) 申請者 → 届出 → 市町 → 進達 → 都市政策課 通知 事前相談 (各市) 申請者 → 届出 → 各市担当課 通知 事前相談 (津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市)

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
確認申請等	建築基準法 (昭25. 5. 24 法律第201号) (改正令4.6.17 法律第69号)	建築物の新築、増築、改築又は移転等を行う場合、建築物の敷地において擁壁等の工作物の新設又は増設等を行う場合、又は昇降機等の建築設備の新設又は増設を行う場合には、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けること。	・県建築開発課 ・県各建設事務所 ・各市町
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平27. 7. 8 法律第53号) (改正令4.6.17 法律第69号)	要確認特定建築行為を行う場合は、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けること。(適合性判定通知書を建築確認申請の申請先に提出すること。)ただし、建築物エネルギー消費性能適合判定を行うことが比較的容易な特定建築行為はこの限りではない。	・県建築開発課 ・県各建設事務所 ・津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市 ・名張市、亀山市、伊賀市 (一部の建築物のみ)

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
工場立地届	工場立地法 (昭34. 3. 20 法律第24号)	敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積の合計3,000㎡以上の製造業に係る工場、又は事業場(特定工場)を新設又は変更する場合は、敷地・生産施設・緑地等の面積、配置等について届け出をすること。	・各市町

提出時期	備考	事務の流れ
工事着工前	建築物の建築等の確認申請（法第6条）（同法第6条の2） 建築工事を完了したときは完了検査申請（同法第7条）（同法第7条の2） ※H12からの中間検査については、現在、工場への適用はありません。	【建築確認申請】 ①各市町を経由して三重県に提出する場合（②③の場合を除く） ②津市・四日市市・松阪市・桑名市・鈴鹿市の各市、一部の建築物を名張市・亀山市・伊賀市の各市に提出する場合 ③指定確認検査機関に提出の場合 【完了検査申請】
工事着工前	建築物のエネルギー消費性能確保計画[適合性判定]（法第11条）	・津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市 ・名張市、亀山市、伊賀市（一部の建築物のみ） ※4階又は2,000㎡以上の大規模建築物等の場合
提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前90日	(1)勧告、変更命令がなければ、届出が受理された日から90日を経過した日から着手してよい。 (2)内容により、期間短縮可能	(各市町)

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
環境保全	三重県環境影響評価条例 (平成10年三重県条例第49号)	【対象事業(工場又は事業場の新設又は増設)】 (1)県内全域((2),(3)の地域を除く) ・排ガス量10万m³/時以上 ・排出水量(間接冷却水を除く。)5,000m³/日以上 ・工場等の面積20ha以上 ※面積は工業専用地域を除きます。 (2)自然公園特別地域内又は県自然環境保全地域特別地区内 ・排ガス量2万m³/時以上 ・排出水量(間接冷却水を除く。)1,000m³/日以上 ・工場等の面積10ha以上 ※面積は工業専用地域を除きます。 (3)自然公園特別保護地区又は海域公園地区内 ・規模に関係なく全て対象	・県地球温暖化対策課
	三重県公害事前審査会条例 (昭和47年三重県条例第30号)	工場又は事業場の新設又は増設に伴い、(1)市町長からの審査の申請があったもの、(2)知事が審査を必要と認めたものについて、公害防止に関する技術的事項を審査する。	・県地球温暖化対策課

提出時期 一連の手続きを完了するのに約2～3年要す	備考 環境影響評価の実施(条例第12条)	事務の流れ 三重県環境影響評価条例 【事業者】 【地方公共団体】(県) (市町) 【住民】
工事着工前		公害事前審査の手続き

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
環境保全	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 〔 昭45. 12. 25 〕 法律第137号	産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとするとき。	・県各地域防災総合事務所又は地域活性化局
	三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例 〔 平20. 10. 24 〕 条例第41号		

提出時期	備考	事務の流れ
工事着工前	合意形成手続の実施 (条例第20条) ※各手続きの公告・縦覧に併せて、インターネットによる公表が必要です。	許可手続きの流れ 事業者 申請 許可 各地域防災総合事務所又は地域活性化局 (注) 廃棄物対策課 条例に基づく手続きフロー図 ※産業廃棄物処理業を行おうとする場合 (事業者) 事前相談 調整 生活環境影響調査 事業計画書の作成 提出 確認 事業計画書の公告・縦覧 周知 参加 説明会の開催 説明 周知 説明会実施概要の作成・公告・縦覧 意見書の提出 見解書の作成・公告・縦覧 意見書の提出 合意形成手続終了報告 照会・回答 協議及び調整 手続終了通知 周辺住民等 関係行政機関 各地域防災総合事務所又は地域活性化局 (注) 最終処分場・焼却施設・PCB処理施設・石綿施設に限る。 産業廃棄物処理業の許可申請 (法第14条、第14条の2) (法第14条の4、第14条の5) 産業廃棄物処理施設の許可申請 (法第15条、第15条の2の6) 廃棄物処理法に基づく手続きフロー図 (許可対象以外の施設) (許可対象施設) 生活環境影響調査 産業廃棄物処理施設の許可申請 (最終処分場・焼却施設・PCB処理施設・石綿施設に限る) 告示・縦覧 関係市町長からの意見聴取 利害関係者からの意見書の提出 専門的知識を有する者の意見聴取 審査 施設の設置許可 施設の使用前検査 産業廃棄物処理業の許可申請 審査 処理業の許可

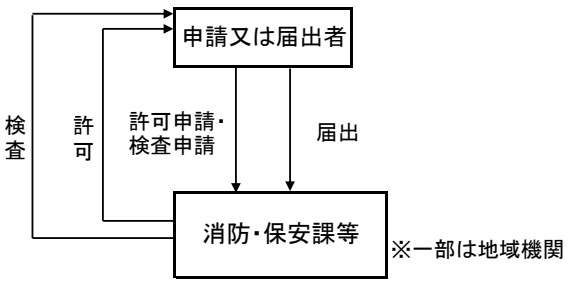
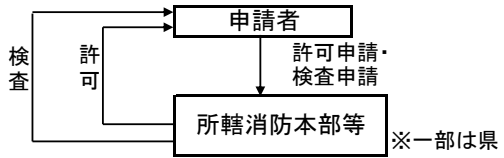
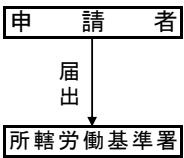
項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
環境保全	大気汚染防止法 〔 昭43. 6. 10 〕 〔 法律第97号 〕	施行令別表第1に掲げるボイラー等のばい煙発生施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。 施行令別表第1の2に掲げる揮発性有機化合物として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る)等の揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更する場合は、届出を行うこと。 施行令別表第2に掲げるベルトコンベア等の一般粉じん発生施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。 施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん(石綿)発生施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。 施行規則別表第3の3に掲げる水銀排出施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。 施行令別表第4の2に掲げる要排出抑制施設について、自主的取組の遵守基準の作成、水銀測定、実施状況及び評価の公表が定められている。 施行令別表第6に掲げる指定物質排出施設について、指定物質抑制基準が定められている。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町
	ダイオキシン類対策特別措置法 〔 平11. 7. 16 〕 〔 法律第105号 〕	施行令別表第1、第2に掲げる特定施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町
	三重県生活環境の保全に関する条例 (ばい煙・粉じん・炭化水素系物質関係) 〔 平13. 3. 27 〕 〔 県条例第7号 〕	施行規則別表第1、第2及び第3に掲げる指定施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町
	悪臭防止法 〔 昭46. 6. 1 〕 〔 法律第91号 〕	アンモニア、メチルメルカプタン等、法に定める22項目の悪臭物質又は臭気指数については規制基準が定められている。	・各市町
	騒音規制法 〔 昭43. 6. 10 〕 〔 法律第98号 〕	指定地域内に法施行令別表第1に規定する特定施設を設置又は変更(軽微なものを除く)する場合は、届出を行うこと。 指定地域内において法施行令別表第2に規定する特定建設作業を行う場合は、届出を行うこと。	・各市町
	振動規制法 〔 昭51. 6. 10 〕 〔 法律第64号 〕	指定地域内に法施行令別表第1に規定する特定施設を設置又は変更(軽微なものを除く)する場合は、届出を行うこと。 指定地域内において法施行令別表第2に規定する特定建設作業を行う場合は、届出を行うこと。	・各市町
	三重県生活環境の保全に関する条例 (騒音関係) 〔 平13. 3. 27 〕 〔 県条例第7号 〕	施行規則別表第5に規定する指定施設等(法特定施設を除く)を設置又は変更(軽微なものを除く)する場合は、届出を行うこと。 同第18に規定する建設作業(法特定建設作業を除く)を行う場合は、届出を行うこと。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町
	三重県生活環境の保全に関する条例 (振動関係) 〔 平13. 3. 27 〕 〔 県条例第7号 〕	施行規則別表第6に規定する指定施設(法特定施設を除く)を設置又は変更(軽微なものを除く)する場合は、届出を行うこと。 同第18に規定する建設作業(法特定建設作業を除く)を行う場合は、届出を行うこと。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手前60日	ばい煙発生施設の設置の届出(法第6条)	※四日市市内において、一般粉じん発生施設、工場以外のばい煙、水銀排出施設については市で事務処理
工事着手前60日	揮発性有機化合物排出施設の設置の届出(法17条の5)	
工事着手前60日	揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出(法17条の7)	
工事着手前	一般粉じん発生施設の設置等の届出(法第18条)	
工事着手前60日	特定粉じん発生施設の設置等の届出(法第18条の6)	
工事着手前60日	水銀排出施設の設置の届出(法第18条の28)	
工事着手前60日	水銀排出施設の構造等の変更の届出(法第18条の30)	
—	要排出抑制施設の設置者の自主的取組(法第18条の37)	
—	指定物質抑制基準(法附則第9項)	
工事着手前60日	特定施設の設置の届出(法第12条第1項)	
工事着手前60日	特定施設の変更等の届出(法第14条第1項)	※四日市市内において、粉じん発生施設、工場以外のばい煙、粉じん発生施設については市で事務処理
(ばい煙)	指定施設の設置の届出(条例第23条)	
工事着手前60日	指定施設の変更等の届出(条例第25条)	
(粉じん、炭化水素系物質関係)		
工事着手前		
—	悪臭物質の排出規制(法第4条)	届出制なし
工事着手前30日	特定施設の設置の届出(法第6条)	
作業開始前7日	特定建設作業の実施の届出(法第14条)	
工事着手前30日	特定施設の設置の届出(法第6条)	
作業開始前7日	特定建設作業の実施の届出(法第14条)	
工事開始前30日	指定施設の設置の届出(条例第23条)	※一部の町のみ
指定施設の変更等の届出(条例第25条)		
作業開始前7日	建設作業の実施の届出(条例第48条)	
工事開始前30日	指定施設の設置の届出(条例第23条)	
指定施設の変更の届出(条例第25条)		
作業開始前7日	建設作業実施の届出(条例第48条)	

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
環境 保全	水質汚濁防止法 〔 昭45. 12. 25 法律第138号 〕	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(施行令別表第1に掲げる施設)、有害物質貯蔵指定施設及び指定地域特定施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町
	三重県生活環境の保全に関する条例 (水質関係) 〔 平13. 3. 27 県条例第7号 〕	規則別表第4に掲げる指定施設を設置又は変更しようとする場合は、届出を行うこと。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市町
	三重県生活環境の保全に関する条例(地下水採取の規制) 〔 平13. 3. 27 県条例第7号 〕	施行規則第64条で規定する揚水設備を施行規則で定める地域(第1号、第2号)で設置又は変更しようとする場合は、許可を受けなければならない。なお、揚水届出地域では、あらかじめ届出を要する。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・許可・届出地域の市町
	水道法 〔 昭32. 6. 15 法律第177号 〕 三重県水道事務取扱要領 (平25. 4 三重県環境生活部 大気・水環境課)	水道法の規定による「専用水道」を布設する場合は、その工事に着手する前に、知事の確認が必要である。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市、明和町
		水道法の規定による「簡易専用水道」について、受水槽の有効容量が10m ³ を超える施設を設置した場合は、知事に報告が必要である。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市
	三重県小規模水道条例 〔 平4. 3. 27 県条例第22号 〕 三重県水道事務取扱要領 (平25. 4 三重県環境生活部 大気・水環境課)	県小規模水道条例の規定による「小規模水道」を布設する場合は、その工事に着手する前に、知事の確認が必要である。	・県各地域防災総合事務所・地域活性化局 ・各市(亀山市、 鳥羽市、熊野市を除く。)
	河川法施行令 〔 昭40. 2. 11 政令第14号 〕	河川に一日につき50m ³ 以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ排出に関する事項を河川管理者に届け出なければならない。	・県各建設事務所

提出時期	備考	事務の流れ
工事着手60日前までに	特定施設等の設置の届出 (法第5条) 特定施設等の構造等の変更の届出 (法第7条)	
工事着手60日前までに	指定施設の設置の届出 (条例第23条) 指定施設の変更の届出 (条例第25条)	※四日市市にある事業所
設置又は変更しようとする前	【許可地域】 桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町、四日市市の定められた区域 (条例第56条、第59条) 【届出地域】 桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、朝日町、明和町の定められた区域 (条例第67条、第69条)	
工事を着手する前	確認申請 (法第32条、要領第18)	
設置後、速やかに	簡易専用水道設置の報告 (法第39条第3項、要領第24の1)	
工事を着手する前	確認申請 (条例第5条、要領第26で準用する第18)	
排出をしようとするとき	汚水の排出の届出(令第16条の5)	

項目	根拠法令等	対象(条件)	担当窓口
保安	高圧ガス保安法 (昭26. 6. 7 法律第204号)	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等しようとする場合は、許可を受けること、または届出をすること。 危害予防規程、保安統括者等の選任、容器検査所の登録、その他の高圧ガスに関する事については、消防・保安課に確認すること。	・県消防・保安課 ・県各地域防災総合事務所・地域活性化局
	消防法 (昭23. 7. 24 法律第186号)	2つ以上の消防本部が所管する区域にわたる危険物の移送取扱所を設置しようとする場合は、知事の許可を受けること。	・県消防・保安課
		次の項目については、各消防本部にお問い合わせください。 ・上記以外の危険物の製造所等の設置に関すること。 ・防火・防災管理者の選任、消防計画等に関すること。 ・防火対象物・防災管理定期点検報告に関すること。 ・防火対象物使用開始届出に関すること。 ・消防用設備等の設置に関すること。 ・火を使用する設備等の設置に関すること。 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出に関すること。 ・その他火災予防上必要な届出や申請に関すること。 (ここに示した手続きは例示です。 詳細は各消防本部にお問い合わせ下さい。)	・所轄消防本部
労働安全	労働安全衛生法 (昭47. 6. 8 法律第57号)	(1)特定の業種で電気使用設備の定格容量の合計が300KW以上の事業場で建設物・機械等を設置・移転・変更する場合	・所轄労働基準署
	(改正平18. 6. 2 法律第57号)	(2)安全衛生規則で定める一定の機械等を設置・移転・変更する場合 ボイラー・クレーン等の特定機械の設置・変更する場合	・所轄労働基準署

提出時期	備考	事務の流れ
高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等しようとする前 ※審査には標準処理期間として14日間を要します。余裕をもって申請してください 届出は、事業開始の20日前	高圧ガスの製造、貯蔵の許可（法第5条第1項、第16条）高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費の届出（法第5条第2項、第17条の2、第20条の4、第24条の2）	
工事着手の15日前	危険物施設の設置許可（法第11条）	
工事着手30日前	労働安全衛生法第88条	
工事着手30日前	労働安全衛生法第88条	

関 係 県 地 域 機 関

機 関 名	室 名	TEL	機 関 名	室 名	TEL
桑名地域防災総合事務所	環境室	0594-24-3624	尾鷲農林水産事務所	農政・農村基盤室 (地域農政課)	0597-23-3498
四日市地域防災総合事務所	環境室	059-352-0593		(基盤整備課)	0597-23-3493
鈴鹿地域防災総合事務所	環境室	059-382-8675		森林・林業室	0597-23-3502
津地域防災総合事務所	環境室	059-223-5083		水産室	0597-23-3514
松阪地域防災総合事務所	環境室	0598-50-0530	熊野農林事務所	農政室	0597-89-6122
伊賀地域防災総合事務所	環境室	0595-24-8078		農村基盤室	0597-89-6128
南勢志摩地域活性化局	環境室	0596-27-5405		森林・林業室	0597-89-6134
紀北地域活性化局	環境室	0597-23-3469	桑名建設事務所	総務・管理室	0594-24-3662
紀南地域活性化局	環境室	0597-89-6937		建築開発室	0594-24-3667
桑名農政事務所	農政室	0594-24-7421	四日市建設事務所	総務・管理室	059-352-0667
四日市農林事務所	農政室	059-352-0629		建築開発室	059-352-0684
	農村基盤室	059-352-0646	鈴鹿建設事務所	総務・管理室	059-382-8683
	森林・林業室	059-352-0655	津建設事務所	総務・管理室	059-223-5203
津農林水産事務所	農政室	059-223-5102	松阪建設事務所	総務・管理・建築室 (管理課)	0598-50-0586
	森林・林業室	059-223-5085		(建築開発課)	0598-50-0587
	水産室	059-223-5133	伊勢建設事務所	総務・管理室	0596-27-5202
松阪農林事務所	農政室	0598-50-0515		建築開発室	0596-27-5210
	森林・林業室	0598-50-0566	志摩建設事務所	総務・管理・建築室 (管理課)	0599-43-9627
伊勢農林水産事務所	農政室	0596-27-5164		(建築開発課)	0599-43-9651
	農村基盤室	0596-27-5171	伊賀建設事務所	総務・管理室	0595-24-8208
	森林・林業室	0596-27-5265		建築開発室	0595-24-8239
	水産室	0596-27-5191	尾鷲建設事務所	総務・管理・建築室 (管理課)	0597-23-3527
伊賀農林事務所	農政室	0595-24-8108		(建築開発課)	0597-23-3546
	農村基盤室	0595-24-8128	熊野建設事務所	総務・管理・建築室 (管理課)	0597-89-6141
	森林・林業室	0595-24-8143		(建築開発課)	0597-89-6148

本 庁 関 係 課

課 名	班 名	TEL	課 名	班 名	TEL
水資源・地域プロジェクト課	水資源・土地利用班	059-224-2010	社会教育・文化財保護課(教育委員会)	記念物・民俗文化財班	059-224-3328
農地調整課	農地班	059-224-2550	廃棄物対策課	廃棄物規制・審査班	059-224-2475
地球温暖化対策課	環境評価・活動班	059-224-2366	消防・保安課	消防班	059-224-2108
大気・水環境課	大気環境班	059-224-2380		予防・保安班	059-224-2183
	水環境班	059-224-2382	道路管理課	道路管理班	059-224-2675
	生活排水・水道班	059-224-3145	河川課	河川管理班	059-224-2686
治山林道課	森林管理班	059-224-2573	港湾・海岸課	港湾海岸管理班	059-224-2700
	治山班	059-224-2575	防災砂防課	砂防管理班	059-224-2705
みどり共生推進課	みどり推進班	059-224-2513	都市政策課	都市計画班	059-224-2718
	自然公園班	059-224-2627		景観・屋外広告班	059-224-2748
	野生生物班	059-224-2578	建築開発課	建築審査班	059-224-2709
獣害対策課	捕獲管理班	059-224-2020		開発審査班	059-224-3087
農業基盤整備課	農地防災班	059-224-2604	企業誘致推進課	企業誘致班	059-224-2819
水産基盤整備課	水産基盤管理班	059-224-2609		事業環境班	059-224-2024
家庭福祉・施設整備課	施設整備・ユニバーサルデザイン班	059-224-3349			

市 町 関 係 機 関

市 町 村 名		担 当 部 課 (室) 名	TEL
桑名・四日市地区	桑名市	企業誘致課	0594-24-1256
	いなべ市	都市整備部 都市整備課	0594-86-7807
	四日市市	商工農水部 工業振興課	059-354-8178
	木曽岬町	総務政策課	0567-68-6100
	東員町	政策課	0594-86-2811
	菰野町	観光産業課 観光商工推進室	059-391-1129
	朝日町	企画情報課	059-377-5663
	川越町	企画情報課	059-366-7112
鈴鹿・亀山 地区	鈴鹿市	産業振興部 産業政策課	059-382-9045
	亀山市	産業環境部 商工観光課	0595-84-5049
津地区	津 市	商工観光部 企業誘致課	059-236-3353
松阪地区	松阪市	産業文化部 企業誘致連携課	0598-53-4366
	多気町	企画調整課	0598-38-1124
	明和町	まちづくり戦略課	0596-52-7112
	大台町	産業課	0598-82-3786
	大紀町	商工観光課	0598-86-2243
伊勢地区	伊勢市	産業観光部 商工労政課	0596-21-5633
	鳥羽市	観光商工課	0599-25-1156
	志摩市	観光経済部 経済課	0599-44-0010
	玉城町	産業振興課	0596-58-8204
	度会町	みらい安心課	0596-62-2423
	南伊勢町	観光商工課	0596-77-0003
伊賀地区	伊賀市	産業農林部 商工労働課 企業誘致推進室	0595-22-9727
	名張市	産業部 商工経済室	0595-63-7824
東紀州地区	尾鷲市	商工観光課 商工振興係	0597-23-8215
	熊野市	商工・観光スポーツ課	0597-89-4111(代)
	紀北町	企画課	0597-46-3113
	御浜町	企画課	05979-3-0507
	紀宝町	産業振興課	0735-33-0336

企業立地に関するお問い合わせは

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課

〒 514-8570

三重県津市広明町13番地 三重県庁8階

TEL 059-224-2819、2024

FAX 059-224-2221

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課 東京事務所駐在

〒 102-0093

東京都千代田区平河町2丁目6番3号

TEL 03-5212-9065

FAX 03-5212-9066

三重県 関西事務所 企業誘致担当

〒 530-0001

大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4号

大阪駅前第4ビル8階820号室

TEL 06-6347-1932

FAX 06-6347-1935

URL <http://www.pref.mie.jp/KIGYORI/HP/index.htm>

E-Mail kigyoyu@pref.mie.lg.jp